

# 福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付事業（概要）

## 1 名称

福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金

## 2 目的

福島県緊急事態措置に基づく施設休止の協力要請や協力依頼の対象事業者に対し協力金を支払うことで、施設休止等に協力していただき、県民の不要・不急の外出や繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛を促し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する。

## 3 交付対象者

県内に本所又は支所のある法人及び個人事業主（以下「事業者等」という。）

※ 別表「福島県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金交付対象施設」のとおり。

## 4 交付要件

- 県の要請や協力依頼に応じて、緊急事態措置の期間のうち少なくとも4月28日（火）から5月6日（水）までの間、県内の施設の休止や営業時間の短縮の対策を講じていること。
- 令和2年4月20日（月）以前に事業を開始しており、営業実態が確認できること。
- 福島県暴力団排除条例（平成23年福島県条例第51号）に規定する暴力団又は暴力団員等が営業に関与する事業者等ではないこと。

## 5 交付額

- ① 休止等をしている県内の事業所の全てが自己所有の事業者等 10万円
- ② 休止等をしている県内の事業所のうち、賃借している事業所が1か所の事業者等 20万円
- ③ 休止等をしている県内の事業所のうち、賃借している事業所が2か所以上の事業者等 30万円

## 6 申請に必要な書類（予定）

- 申請書（休業期間、法人番号（法人に限る）等を記載）
- 営業実態が確認できる書類（例：直近の確定申告書の写し等）
- 休業の状況が確認できる書類（例：休業期間を周知するホームページや店頭ポスター、DM等の写し）

## 7 申請手続き等

申請開始時期、申請方法など制度の詳細につきましては、補正予算の成立後に公表します。

